

太宰府市教育委員会
教育長 樋田京子様
(教育部スポーツ課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 實原隆志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 4 年 3 月 10 日付 3 太教ス第 153 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 1 月 26 日付 3 太学ス第 143-2 号で行った情報非公開決定処分^①の判断は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 4 年 1 月 12 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報非公開決定（令和 4 年 1 月 26 日付 3 太教ス第 143-2 号）の処分に対し疑義があるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 4 年 1 月 12 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、情報公開請求を行った内容は以下のとおりである。（原文のまま記載）

- 1、太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理業務仕様書^②毎月終了後に提出書類（月終了後 10 日以内）
令和 3 年 12 月分の
・管理運営業務の実施状況（建物・整備保守点検・修繕・清掃・警備等）
・施設の維持管理に関する法定点検業務については、報告書に法的根拠を明示すること。以上の文書及び決裁書を情報公開を請求します。
- 2、太宰府市立太宰府史跡水辺公園の（令和元年度・令和 2 年度・令和 3 年度）以上の工事の見積もり書の写しを請求します。
- 3、西鉄ビルマネージメントと再委託業者と契約書の写しの情報公開の写しを

請求します。

- 4、西鉄ビルマネージメントと再委託業者（各種保守点検者等）の点検記録表の情報公開を請求します。

（以下2の請求を「2、史跡水辺公園の工事見積書の写し」、3の請求を「3、西鉄ビルマネージメントと再委託業者の契約書の写し」、4の請求を「4、西鉄ビルマネージメントと再委託業者の点検記録表」という。）

イ 情報非公開決定

実施機関は、情報公開請求に係る情報のうち、2、史跡水辺公園の工事見積書の写しのうち令和元年度、3、西鉄ビルマネージメントと再委託業者の契約書の写し及び4、西鉄ビルマネージメントと再委託業者の点検記録表を非公開とする情報非公開の決定を行った（令和4年1月26日付3太学ス第143-2号）。情報非公開の理由は、「上記に該当する文書は存在しないため」である。

ウ 審査請求

審査請求人は、令和4年2月24日に実施機関に対して審査請求を行った。審査請求人は、審査請求に係る処分の内容を「市が令和4年1月26日付3太学ス第143-2号で審査請求人に対して行った非公開決定処分」とし、審査請求の趣旨を「公開請求に係る情報不存在の回答に対して、どうしても納得出来ないため」としている。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和4年3月25日付の反論書及び令和4年4月5日の口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）において、次のように主張している。

- (1) 令和4年3月25日付3太学ス第153号弁明書（以下「弁明書」という。）中、1弁明の趣旨に情報不存在であるにもかかわらず「本処分は妥当である。」と記載されていること自体が理解できない。何を根拠に不存在としているのか。規則に基づいて実施されているはずである。無いのであれば無い理由を知りたい。
- (2) 2、史跡水辺公園の工事見積書の写しが不存在であるということは、実施機関は確認を行わず業者から言われたままに修繕工事を行っているのではないのか疑われる。
- (3) 4、西鉄ビルマネージメントと再委託業者の点検記録表が存在しないのは、太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者（以下「水辺公園指定管理者」という。）である西鉄ビルマネージメントが法で定められている基本的な業務がなされていないから情報非公開とせざるを得なかったのではないか。
- (4) 再委託業者の契約書、点検記録表を出させるべきであり、これでは実施機関は業者に何をさせているかわからないのではないか。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、次のように主張している。

- (1) 2、史跡水辺公園の工事見積書の写しのうち令和元年度について

水辺公園指定管理者と実施機関は月に一度定例会を実施しており、その中で水辺公園指定管理者から施設の運営状況や施設維持管理について、業務報告や施設修繕工事の協議がなされている。修繕工事の可否については、口頭で実施機関の承認を得た上

で修繕を実施し、指定管理委託料に含まれる修繕費から支出している。

(2) 「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定に関する基本協定書（平成28年3月18日締結）」（以下、「平成28年基本協定書」という。）第8条、及び「太宰府市立太宰府史跡水辺公園指定管理業務仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）項番10施設の修繕に関して、を根拠とし、1件30万円以上の修繕については事前に承認を義務付けている。ただし、見積書等の文書の提出に関する記載はなく、実施機関は水辺公園指定管理者に対し文書の提出までは求めていない。

(3) 令和2年度の途中から事務を改善し、現在は事前承認及び見積書について文書提出を求めているが、令和元年度については文書を作成していないため、本件を文書不存在による情報非公開とする決定を行った。

(4) 3、西鉄ビルマネージメントと再委託業者の契約書の写し及び4、西鉄ビルマネージメントと再委託業者の点検記録表について

「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定に関する基本協定書（令和3年3月24日締結）」（以下、「令和3年基本協定書」という。）第8条の規定により、水辺公園指定管理者から第三者委託の事前承認依頼文書が令和3年3月24日付で提出され、実施機関は同年3月25日付で承認する旨の通知を行った。同通知には指定管理業務の一部を第三者委託することを承認する旨の記載の他、第三者委託を承認する業務名及び委託先が記載されている。実施機関は、水辺公園指定管理者と再委託業者との契約書の写しの提出は求めておらず、管理運営に関する毎月の保守点検については水辺公園指定管理者から月次報告書の提出があっており、再委託業者が行った業務は水辺公園指定管理者を通じて確認しているため、再委託業者からの点検記録表の提出は求めていない。よって本件を文書不存在による情報非公開とする決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 非開示処分の妥当性

ア 2、史跡水辺公園の工事見積書の写しのうち令和元年度に対する処分について

本件は、太宰府市立太宰府史跡水辺公園の令和元年度の工事見積書の写しの公開を求めるものである。

実施機関は、平成28年基本協定書及び業務仕様書を根拠とし、1件30万円以上の修繕については口頭で承認行為を行っており、見積書等の文書の提出に関する記載はないため、水辺公園指定管理者からの見積書等の文書の徴取を行っていなかったと説明している。令和2年度の途中から事務を改め、事前承認及び見積書について文書提出を求めているが、令和元年度の時点においては文書の提出を求めていなかったと認められる。また、本件文書を不存在とする実施機関の説明に特段の不自然な点も認められない。よって、史跡水辺公園の令和元年度の工事の見積書の写しは、存在しないものと考えられる。

イ 3、西鉄ビルマネージメントと再委託業者の契約書の写しに対する処分について

本件は、水辺公園指定管理者である西鉄ビルマネージメントと各再委託業者の契約書の写しの公開を求めるものである。

実施機関は、令和3年基本協定書に基づき文書により再委託の承認を行ったが、水

水辺公園指定管理者と再委託業者の契約書については水辺公園指定管理者に要求していないため存在しないと説明している。口頭意見陳述において、文書が存在していることを推測させるには至らなかったため、本件文書は実際に存在していないと考えられる。

ウ 4、西鉄ビルマネジメントと再委託業者の点検記録表の処分について

本件は、水辺公園指定管理者である西鉄ビルマネジメントと各再委託業者の点検記録表の写しの公開を求めるものである。

実施機関は、管理運営に関する保守点検について、水辺公園指定管理者からは月次報告書として点検の記録等を提出させるにとどまり、再委託業者への点検記録表の提出は求めているため存在しないと説明している。口頭意見陳述において、文書が存在していることを推測させるには至らなかったため、イ同様、本件文書は実際に存在していないと考えられる。

(2) 結論

本件文書の公開請求に対して、不存在を理由として非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和4年3月18日 第1回審査会（審議）

令和4年4月5日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和4年4月13日 第3回審査会（審議）